



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月29日金曜日 第109号

◇ 目 次 ◇ 規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則.....	(業務衛生課) ...	416
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(") ...	417

告 示

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法の一部改正.....	(行革分権課行政管理室) ...	417
指定自立支援医療機関の指定.....	(障がい福祉課) ...	418
指定自立支援医療機関の辞退.....	(") ...	418
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	418
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	418
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	418
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	(") ...	419
土地改良区の定款変更の認可(11件).....	(東予地方局農村整備課) ...	419
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(") ...	419
介護医療院の開設の許可.....	(中予地方局地域福祉課) ...	420
指定居宅サービス事業者の指定.....	(") ...	420
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	420
土地改良区の定款変更の認可(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	421
道路の区域変更(県道興居島循環線).....	(中予地方局管理課) ...	421
道路の区域変更(県道興居島循環線).....	(") ...	421

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	(業務衛生課) ...	421
----------------------------	---------------	-----

公安委員会規則

愛媛県迷惑行為防止条例施行規則.....	(警察本部生活環境課) ...	424
----------------------	-------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	431
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	431
政治団体の解散の届出.....	(") ...	431

規 則

○愛媛県規則第38号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中村時広

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和29年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公衆衛生上必要な措置)	(公衆衛生上必要な措置)
第6条 と畜場の設置者又は管理者は、 <u>公衆衛生上必要な措置として、法第6条第2項の規定により定めるもののほか、次に掲げる措置を遵守しなければならない。</u>	第6条 法第6条の規定による <u>公衆衛生上必要な措置は、次のとおりとする</u>
(1)～(6) 省略	(1)～(6) 省略
第7条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者は、 <u>公衆衛</u>	第7条 法第9条の規定による <u>公衆衛</u>

生上必要な措置として、法第9条第2項の規定により定めるもののほか、次に掲げる措置を遵守しなければならない。

(1)～(8) 省略

生上必要な措置は、次のとおりとする

(1)～(8) 省略

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

○愛媛県規則第39号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第13号（第18条関係） 動物愛護管理員の証</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>（動物愛護管理員）</p> <p>第20条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項 _____ の規定に基づき、 _____</p> <p>_____ 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>省略</p> </div>	<p>様式第13号（第18条関係） 動物愛護管理員の証</p> <p>（表） 省略</p> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>（動物愛護管理員）</p> <p>第20条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づき、<u>法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査等その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</u></p> <p>省略</p> </div>

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第595号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法（平成13年4月愛媛県告示第866号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 省略</p> <p>3 インターネットのアドレス</p> <p>(1) 県のホームページ</p> <p>https://www.pref.ehime.jp/</p> <p>(2) 入札情報公開システム</p> <p>https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/index.html</p>	<p>1・2 省略</p> <p>3 インターネットのアドレス</p> <p>(1) 県のホームページ</p> <p>http://www.pref.ehime.jp/</p> <p>(2) 入札情報公開システム</p> <p>http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/index.html</p>

○愛媛県告示第596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
すずね薬局	大洲市徳森2264 - 11	有限会社ケンシンファーマシー	薬局（育成医療・更生医療）	令和2年5月1日

○愛媛県告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	辞退年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院 （心臓脈管外科に関する医療）	令和2年4月1日

○愛媛県告示第598号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社クニタ商事	ヘルパーステーションあさひ	愛媛県新居浜市新須賀町四丁目11番8号	令和2年3月20日	訪問介護

○愛媛県告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人ふたば会	デイサービスセンターふたば荘	愛媛県新居浜市船木959番地3	令和2年3月31日	通所介護
株式会社 ジェイコム	熟年コミュニティせとうち	愛媛県西条市水見丙444番地1	令和2年3月31日	短期入所生活介護
社会福祉法人 伊予三島福祉施設協会	共楽園	愛媛県四国中央市寒川町1792番地2	令和2年3月31日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 ジェイコム	熟年コミュニティせとうち	愛媛県西条市水見丙444番地1	令和2年3月31日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第601号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人弘仁会	共立病院	愛媛県西条市三津屋南9番10	令和2年3月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市古川乙土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市禎瑞土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

新居浜市金子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市周布土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市国安土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	越智健次	西条市安用甲303番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	桑 村 英 明	西条市安用945番地

○愛媛県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 木 忠 夫	新居浜市河内町2番32号
"	加 藤 武 雄	新居浜市政枝町一丁目6番16号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 哲 彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号

○愛媛県告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市壬生川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 村 光 良	西条市壬生川645番地

○愛媛県告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年5月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

介護医療院の開設者の名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年4月1日	介護医療院
医療法人 順風会	介護医療院八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年4月1日	介護医療院

○愛媛県告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年5月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年4月1日	通所リハビリテーション
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年4月1日	短期入所療養介護
医療法人 順風会	介護医療院八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年4月1日	通所リハビリテーション
医療法人 順風会	介護医療院八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年4月1日	短期入所療養介護

○愛媛県告示第618号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年5月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人 みかわクリニック	介護医療院みかわクリニック	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地	令和2年4月1日	介護予防短期入所療養介護
医療法人 順風会	介護医療院八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人 順風会	介護医療院八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	令和2年4月1日	介護予防短期入所療養介護

○愛媛県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、石手川北部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市西長戸町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年5月29日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲104番1	旧	メートル 6.8～7.5	キロメートル 0.007	
			新	7.3～8.9	0.007	
"	"	松山市泊町甲107番	旧	4.5～6.0	0.032	
			新	4.5～6.2	0.032	

○愛媛県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町1240番2地先から 同町1239番3地先まで	旧	メートル 5.2～5.7 5.4～13.0	キロメートル 0.054 0.064	
			新	5.2～5.7	0.054	

訓 令

○愛媛県訓令第11号

保 健 福 祉 部
地 方 局
保 健 所
動 物 愛 護 セ ン タ ー

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項(同法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査に關すること。</p> <p>(13)～(23) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項(同法第24条の4 <u> </u>において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査に關すること。</p> <p>(13)～(23) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>別表第3(第4条関係)</p> <p>局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組織名</th> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>専決者 部 課 長 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活衛生課</td> <td>1～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務</td> <td>1 身分証明書の交付(第24条第2項、<u>第24条の4第1項</u>、第33条第2項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		局長	専決者 部 課 長 長	生活衛生課	1～13 省略				14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務	1 身分証明書の交付(第24条第2項、 <u>第24条の4第1項</u> 、第33条第2項)			15 省略				<p>別表第3(第4条関係)</p> <p>局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組織名</th> <th rowspan="2">事務の種類</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="2">決裁区分</th> </tr> <tr> <th>局長</th> <th>専決者 部 課 長 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活衛生課</td> <td>1～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務</td> <td>1 身分証明書の交付(第24条第2項<u> </u>、第33条第2項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		局長	専決者 部 課 長 長	生活衛生課	1～13 省略				14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務	1 身分証明書の交付(第24条第2項 <u> </u> 、第33条第2項)			15 省略			
組織名				事務の種類	事 項	決裁区分																																			
	局長	専決者 部 課 長 長																																							
生活衛生課	1～13 省略																																								
	14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務	1 身分証明書の交付(第24条第2項、 <u>第24条の4第1項</u> 、第33条第2項)																																							
	15 省略																																								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分																																						
			局長	専決者 部 課 長 長																																					
生活衛生課	1～13 省略																																								
	14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に關する事務	1 身分証明書の交付(第24条第2項 <u> </u> 、第33条第2項)																																							
	15 省略																																								

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p>

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の32 省略

(69) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第2項（同法第24条の4第1項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく身分証明書の交付に関すること（保健所に属する職員に交付する場合に係るものに限る。）。

(70)～(100) 省略

4・5 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(68)の32 省略

(69) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第2項（同法 _____ 第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく身分証明書の交付に関すること _____。

(70)～(100) 省略

4・5 省略

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務（松山市の区域における第1号から第13号まで、第15号から第19号まで、第22号から第29号まで及び第33号から第38号まで（第33号から第36号までについては、特定動物に関する部分に限る。）に掲げる事務を含む。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第16条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 法第21条の5第2項の規定による<u>動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出を受理すること。</u></p> <p>(8) 法第22条第3項 _____ の規定による<u>動物取扱責任者研修を行う _____ こと。</u></p> <p>(9) 法第22条の6 _____ の規定による犬猫等の検案書等の提出命令をすること。</p> <p>(10) 法第23条（同条第1項、第3項及び第4項の規定を法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善勧告、勧告に従わない旨の公表及び措置命令をすること。</p> <p>(11) 法第24条の2第1項から第3項までの規定による<u>第一種動物取扱業者であった者に対する勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査をすること。</u></p> <p>(12) 法第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業の届出を受理すること。</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 法第25条の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な指導、助言、措置の勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査等をする事。</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p>	<p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務（松山市の区域における第1号から第12号まで、<u>第14号から第18号まで、第21号から第28号まで</u>及び第32号から第37号まで（<u>第32号から第35号まで</u>については、特定動物に関する部分に限る。）に掲げる事務を含む。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法第16条第1項（法第24条の4 _____ において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 法第22条第3項 _____ の規定による<u>動物取扱責任者研修を行う _____ こと。</u></p> <p>(8) 法第22条の6第2項の規定による<u>犬猫等の個体に関する届出を受理すること。</u></p> <p>(9) 法第22条の6第3項の規定による犬猫等の検案書等の提出命令をすること。</p> <p>(10) 法第23条（同条第1項及び第3項 _____ の規定を法第24条の4 _____ において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善勧告 _____ 及び措置命令をすること。</p> <p>(11) 法第24条の2 _____ の規定による第二種動物取扱業の届出を受理すること。</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 法第25条の規定による周辺の生活環境の保全等に係る必要な措置の勧告及び措置命令 _____ 等をする事。</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p>

- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省令第13条第11号の規定による管轄区域外の特定動物飼養者からの特定動物の飼養又は保管に係る通知を受理すること。
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略
- (40) 省略

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1)～(9) 省略
- (10) 法第24条第1項(法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (11)～(15) 省略

- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省令第13条第10号の規定による管轄区域外の特定動物飼養者からの特定動物の飼養又は保管に係る通知を受理すること。
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略
- (28) 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1)～(9) 省略
- (10) 法第24条第1項(法第24条の4 _____において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査をすること。
- (11)～(15) 省略

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

愛媛県迷惑行為防止条例施行規則を次のように定める。

令和2年5月29日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県迷惑行為防止条例(昭和38年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(客引き等に係る客待ち行為の禁止地域)

第2条 条例第8条第5項の規制を行う必要性が高いと認められる地域として公安委員会が定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(指示)

第3条 条例第13条に規定する不当な客引行為等の再発を防止するために公安委員会が行う指示は、指示書(様式第1号)を交付して行うものとする。

(事業の停止)

第4条 条例第14条に規定する事業者等に対する事業の全部又は一部を停止する命令は、事業停止命令書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(書類の交付)

第5条 前2条の規定により交付する書類は、警察職員が、その交付を受けるべき者の住所又は居所において、その交付を受けるべき者に、受領確認書(様式第3号)と引き換えに交付を行うものとする。ただしその者に異論がない場合は、その他の場所で交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

- (1) 交付すべき場所において書類の交付を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で交付を受けた書類を事業者を引き継ぐことができるものに受領確認書と引換えにその書類を交付すること。
- (2) 書類の交付を受けるべき者又は前号に規定する交付を受けた書類を事業者を引き継ぐことができるものが正当な理由なく書類の受領を拒んだ場合 交付すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 公安委員会は、前2項の規定により書類を交付した場合は、その書類の名称、その交付を受けるべき者の氏名、その書類を交付し、又は差し置いた場所及び年月日並びに交付の方法を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第6条 聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定を準用する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市名	区域
松山市	一番町一丁目(1番地から11番地までに限る。)、一番町二丁目(1番地から5番地までに限る。)、一番町三丁目(1番地及び2番地に限る。)、二番町一丁目、二番町二丁目、二番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、千舟町一丁目(2番地から6番地までに限る。)、大街道一丁目(4番地から6番地までに限る。)、大街道二丁目、勝山町一丁目(2番地から5番地まで、8番地から11番地まで、14番地、15番地及び18番地に限る。)、千舟町二丁目(5番地から8番地までに限る。)、千舟町三丁目(3番地から5番地までに限る。)、道後鷲谷町、道後多幸町、道後湯月町、道後湯之町

様式第1号(第3条関係)

(表)

公委 第 号
年 月 日

指示書

住所

氏名又は名称

殿

愛媛県公安委員会



愛媛県迷惑行為防止条例（昭和38年愛媛県条例第35号）第13条の規定により、不当な客引行為等の再発を防止するため次のとおり指示する。

事業所の名称	
事業所の所在地	
違反項目	愛媛県迷惑行為防止条例第8条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第5項
事業の内容	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為を観覧させ、販売し、若しくは提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
指示事項	
指示の理由	

注 違反項目欄及び事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第2号(第4条関係)

(表)

公委 第 号
年 月 日

事業停止命令書

住所

氏名又は名称

殿

愛媛県公安委員会



愛媛県迷惑行為防止条例(昭和38年愛媛県条例第35号)第14条の規定により、次のとおり事業の停止を命ずる。

事業所の名称	
事業所の所在地	
違反項目	愛媛県迷惑行為防止条例 <input type="checkbox"/> 第13条 愛媛県迷惑行為防止条例第8条 <input type="checkbox"/> 第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第2項 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第5項
事業の内容	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為を観覧させ、販売し、若しくは提供する営業又は歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
処分の内容	
処分の理由	

注 違反項目欄及び事業の内容欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告(愛媛県公安委員会が被告の代表になります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第3号(第5条関係)

受領確認書

交付を受けるべき者

[]

に対する、 指示書 事業停止命令書

(年 月 日付け 第 号) については、

年 月 日午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住所

氏名

Ⓜ

交付を受けるべき者との関係

()

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
政治結社至誠会	橋本良則	南條久	新居浜市沢津町3丁目9-18	令和2年4月7日
小田哲志後援会	長田昇二	岡部史夫	上浮穴郡久万高原町久万574-1	令和2年4月10日
市民とともに歩む渡部ゆうじの会	渡部勇次	渡部勇次	東温市横河原339-1	令和2年4月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県商工連盟連合会宇和島支部	有間義恒	代表者	有間義恒	廣瀬了	令和元年11月1日
		会計責任者	二宮辰行	二宮洋始	令和2年4月1日
きくち純一後援会	井上正典	代表者	井上正典	二宮宣雄	令和2年4月1日
		会計責任者	西谷勲	井上藤一郎	
渡部えみ後援会	渡部恵美	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町徳丸660	伊予郡松前町徳丸392-2	令和2年4月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年5月29日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
報 國 純 心 會	橋本良則	令和2年4月7日
秋本けいこ後援会	越智範征	令和2年4月21日